

審査基準

○ 国外運転免許証の交付(第 107 条の 7 第 3 項)

令和 5 年 1 月 4 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 107 条の 7 第 3 項
処分の概要	国外運転免許証の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 107 条の 7 第 1 項及び第 2 項(国外運転免許証の交付)、道路交通法施行規則第 37 条の 8(国外運転免許証の交付)、第 37 条の 9(国外運転免許証交付申請書)、第 37 条の 10(国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)
審査基準	
標準処理期間	1～12 日 (運転免許センター 1 日、倉敷・津山運転免許更新センター、警察署 12 日)
申請先	運転免許センター等又は県内全警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係